

平成20年度見直し版（素案）

美唄市自立推進計画



平成20年11月

美 唄 市

目 次

1	見直しに当たって	1
2	本市の「自立」をめぐる環境の変化	2
3	目指す姿と今後の方向	4
4	具体的な今後の取組み	6
5	財政推計	8
	財政推計の見直しについて	8
6	見直し後のアクションプラン	10
	提言に基づくアクションシート	11
	行財政改革に関するアクションシート	16

平成20年度見直し版のポイント

美唄市自立推進計画は、美唄市における「自立」を確かなものとするため、平成17年2月に策定し、その後、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月総務省）」に基づく「集中改革プラン」として位置付けるため、内容を追加し、平成18年3月に改訂版としてまとめました。

また、平成19年8月には、平成19年度見直し版をまとめ、実施項目の追加、変更等を行いました。

今回、「美唄市財政健全化計画（素案）」「市立美唄病院改革プラン（素案）」を策定したことに伴い、次の点について見直しを行いました。

- 1 これまでの環境変化と目指す姿の整理
この計画を実施する上で必要な環境の変化を整理するとともに、改めて自立を進めるための目指すべき姿を整理しました。
- 2 新たな取組み項目の追加等
これまでの実施した実績等を踏まえ、新たな取組み項目を追加しました。
また、合わせて、既存の取組み項目について、実施年度等の変更を行いました。
- 3 財政推計の見直し
一層の財政健全化を進めるため、「美唄市財政健全化計画（素案）」を策定したことに伴い、平成20年度当初予算をもとに、今後の財政状況を改めて推計しました。

1 見直しに当たって

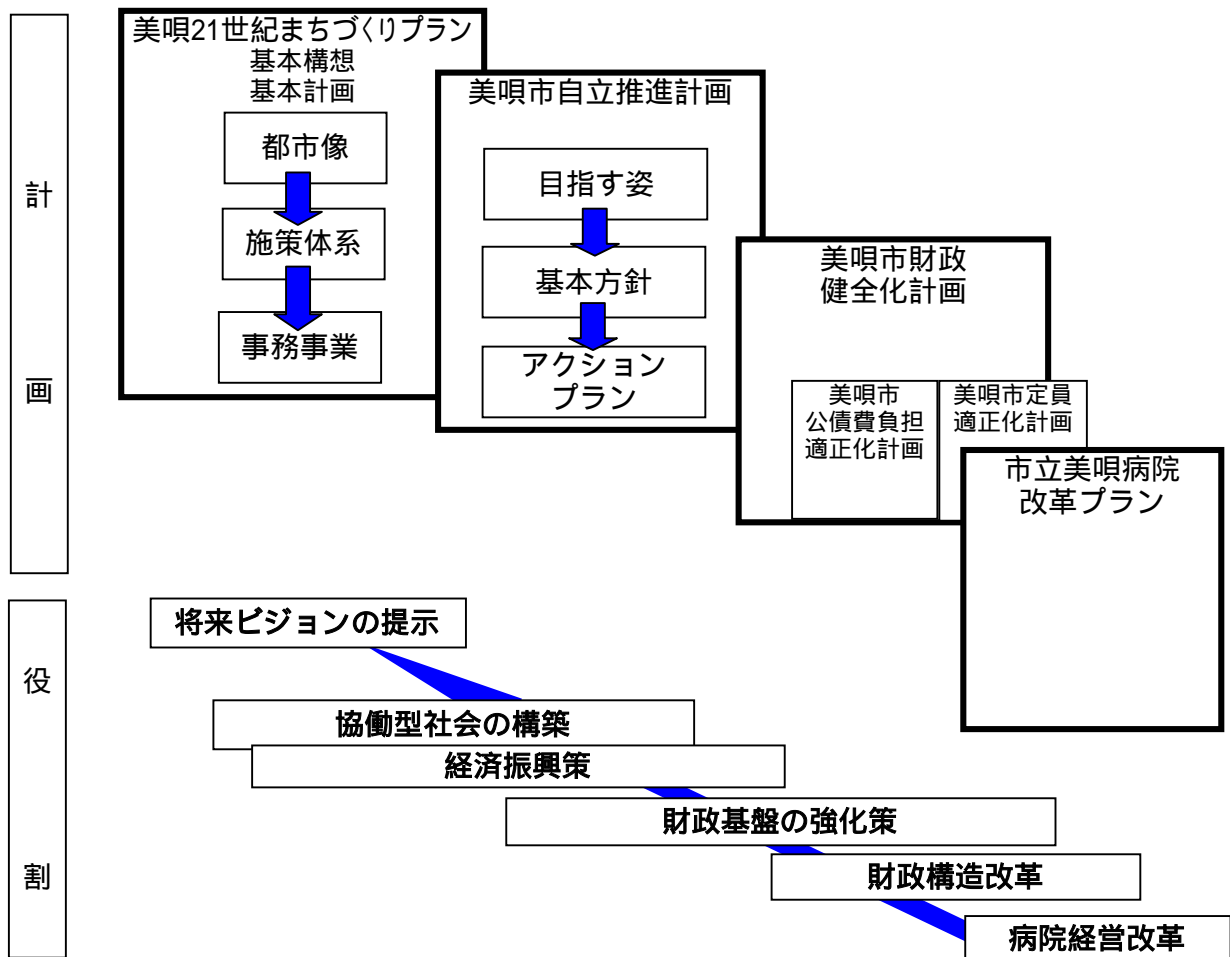
本市の自立を着実に進めるため策定した「美唄市自立推進計画」は、高度化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えるとともに、人口減少・超高齢社会の到来をはじめとする様々な社会経済情勢の変化を踏まえ、厳しい財政状況の中にあっても、評価に基づく施策の重点化と事務事業の厳選により、限られた経営資源を効率的・効果的に活用し、持続可能な行財政運営基盤の確立を図るべく、必要な見直しを行いつつ、実行してきたところです。

しかし、市立美唄病院事業会計の累積不良債務の増加に対して、一般会計からの支援を強化してきたことにより、従来から自主財源に乏しい一般会計自体も健全財政を維持することが困難になっており、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定された連結ベースでの判断指標等を踏まえ、新たに「美唄市財政健全化計画」と「市立美唄病院改革プラン」を策定し、本市財政の健全化を目指すこととしました。

これに加えて、国においては、本年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2008（骨太方針2008）」の中で、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き、最大限の削減を行う方針を打ち出しており、本市にとっては一層厳しい財政運営が続くものと予想されます。

これらのことから、今後の本市の経営に当たっては、限られた経営資源を最大限活用することはもとより、施策の重点化と事務事業の厳選の一層の徹底、歳入の確保とコストの大胆な削減が求められています。このため、自立推進計画においては、さらに踏み込んだ取組みをしていかなければならないことから、「美唄市財政健全化計画（素案）」、「市立美唄病院改革プラン（素案）」を踏まえ、見直しを行うこととしました。

自立のための関連計画のイメージ



2 本市の「自立」をめぐる環境の変化

(1) 「三位一体の改革」等による財政状況へ影響

本市では、厳しい財政状況に対応するため、これまで行財政改革に取り組み、歳出規模を削減するなど、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、平成16年から平成18年にかけて行われた国の「三位一体の改革」により、地方交付税が大幅に削減されたことや税源移譲を上回る国庫補助負担金の額が削減されたこと、さらには「歳出・歳入一体改革」で地方の一般歳出の削減方針が示され、地方税と地方交付税を合わせた一般財源総額は一層の抑制基調となり、厳しい財政運営を強いられています。

また、これまでの施設整備や生活環境の向上、あるいは産業振興等のための社会基盤整備のほか、各行政分野での本市の特色ある施策や施設の整備を行ってきたことにより、市民のくらしの利便性は向上しましたが、一方で公債費や施設管理費というかたちで財政負担となり、事務事業の廃止や縮小などの見直しを行っているものの、財政状況は極めて厳しいものとなっています。

(2) 地方分権改革の動き

平成7年7月に「地方分権推進法」が、平成12年4月に「地方分権推進一括法」が施行され、これまで国と地方を「上下」関係にしていた機関委任事務制度が廃止となり、地方自治体の事務は自治事務と法定受託事務に整理され、法律上は「対等・協力」関係になりました。

「三位一体の改革」では、地方公共団体が行う施策についての国による関与・義務付けの廃止、国から地方自治体への権限移譲、税財源の移譲など、まだまだ十分進んでいないことから、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、第2期の地方分権改革が始まりました。

しかし、具体的な国から地方への権限移譲に関しては、地方分権改革推進委員会の第1次勧告が平成20年5月に提出されたものの、各省庁の対応は定まっておらず、権限移譲に伴う税財源の移譲についても具体的な姿や道筋は示されていないため、地方にとっては、行政運営の将来展望が一層不確実となっています。

(3) サミット後の北海道経済の動き

北海道経済は、北海道洞爺湖サミットによる効果が期待されていましたが、その後の動向に対する各機関の判断は、次のとおりであり、全体としては原油高等を背景に、依然、回復の兆しを見出せない厳しい状況にあります。

また、平成20年9月にアメリカから端を発した金融不安は、今後、日本経済に対してどの程度の影響を及ぼすのか懸念されるところであり、北海道経済にとっても大きな不安要素を抱える状況となっています。

	日本銀行札幌支店 金融経済概況 (H20年10月1日)	北海道経済産業局 最近の管内経済概況 (H20年10月10日)	北海道財務局 管内経済情勢報告 (H20年7月30日)
総括判断	道内の景気は、やや厳しい状況にある。	全体としては、弱い動きとなっている。なお、先行きについては、国内外の経済情勢に引き続き留意する必要がある。	一部に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、弱い動きが広がっている。

個人消費	やや厳しい状況にある	弱い動きとなっている	弱含み
観光	来道者数はやや厳しい状況にある	弱い動きとなっている	来道客数はおおむね前年並み
公共投資	低調に推移している	低調となっている	第1四半期は前年度を下回る
住宅投資	振れを伴いつつ弱めの動きとなっている	一進一退の動きとなっている	前年を下回る
設備投資	堅調に推移している	概ね堅調な動きとなっている	20年度は前年度を上回る計画
生産	概ね横ばいとなっている	横ばいであるものの、一部に弱い動きが見られる	基調としておおむね横ばい
雇用動向	弱めの動きとなっている	弱い動きとなっている	やや弱い動き
企業倒産	件数が前年を上回ったものの、負債総額が年々を下回っている	件数、負債総額とも増加している	件数、負債総額とも前年を上回る

(4) 食の安全・安心に関する動き

BSE（牛海綿状脳症）の発生や相次ぐ食品の産地偽装、有害物質の混入、汚染米の流通などにより、食に対する不安や不信感が増大し、安全・安心な食品に対する消費者の関心はかつてない高まりを見せています。

また、近年の食習慣の乱れなどが、子どもの健全な成長や生活習慣病による健康問題など、多方面に影響を及ぼしており、食に関する情報を正しく理解し、望ましい食生活を実践するため、食について自ら考え判断する能力を養う「食育」に対する関心や取組みが広がっています。

これらの動きを背景として、ハーブ植栽によるコメの低農薬栽培や雪冷熱による農産物保存など、本市のクリーン農業の取組みは、安全で安心な農産物生産・供給の観点から、時代の要請に応えるものであり、その貢献度は一層高まると考えられます。

また、学校給食における地元食材の利用等も「食育」や「地産地消」の観点から、継続、充実していくことが望まれます。

(5) 低炭素社会に向けた動き

地球温暖化による影響が既に顕在化しており、このような危険な状況から脱するためには、化石燃料に頼らずに、CO₂の濃度を一定レベルで安定させる「低炭素社会」の実現が求められています。

北海道洞爺湖サミットにおいては、開催に向け「低炭素社会」をキーワードとするキャンペーンが実施されました。

低炭素社会を実現するには、新技術の開発とともに、既存の技術である太陽光、風力、水力、バイオマス、未利用のエネルギーなどの再生可能エネルギーの活用が不可欠となっています。

本市における雪冷熱エネルギーの先駆的な利活用は、今後の低炭素社会に向けた取組みの中で、さらに注目を集める、新産業としての展開が期待されます。

(6) 協働のまちづくり

現在、全国的に、市民ニーズや生活様式の多様化・高度化・複雑化が進む中、行政だけで、きめ細かな公共サービスを提供することは、事務量的にも財政的にも、限界がきています。

市民の意向を尊重し、市民満足度の高いまちづくりを進めるためには、市民からの要望に応えていく受け身の行政から、市民と行政とが一緒に考え決定し、ともに行動する積極的な行政に転換していくことが重要になっており、活力ある地域社会を維持していくためには、これまでの地域づくりの方法や行政運営のあり方を見直し、新たな自治のかたちを生み出すことが必要となっています。

このような市民と行政がともに考え、ともに協力しながら取り組む「協働のまちづくり」の考え方が広がり、NPO（非営利活動団体）など様々な分野に市民活動が開発されてきています。

特定非営利活動促進法に基づく、認証済NPO法人数は、全国で35,163法人、北海道では1,440法人（いずれも平成20年7月末現在）、空知支庁管内では81法人、市内では6法人（いずれも平成20年9月末現在）となっています。

【参考】

空知支庁管内の認証済NPO法人数 平成20年9月30日現在

市町名	認証数	市町名	認証数	市町名	認証数	市町名	認証数
夕張市	3	歌志内市	0	栗山町	7	北竜町	2
岩見沢市	31	深川市	6	月形町	0	沼田町	0
美瑛市	6	南幌町	0	浦臼町	0	幌加内町	0
芦別市	2	奈井江町	2	新十津川町	1		
三笠市	1	上砂川町	0	妹背牛町	0		
滝川市	7	由仁町	0	秩父別町	2		
砂川市	7	長沼町	0	雨竜町	1	合計	81

3 目指す姿と今後の方向

(1) 分権型社会にふさわしい自治の実現

平成20年5月に「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」を副題とする地方分権改革推進委員会の第1次勧告が出され、11月には国の出先機関に関する第2次勧告が予定されているなど、地方分権改革が推進されようとしています。

本市では、美唄市まちづくり基本条例において、まちづくりの理念と基本原則を明確にし、美唄らしい自治のしくみを目指すこととしています。

今後の自立に向けては、この条例に基づき、「市民が主役のまちづくり」「協働のまちづくり」を進め、分権型社会に的確に対応できる自治のしくみづくりを目指します。

(2) まちの活力づくり

本市が自立していくためには、地域経済の再生が不可欠であり、クリーン農業による安全・安心な食料を提供し、農業を基軸とした工業、商業との連携による経済循環、雇用確保を目指していきます。

また、地域資源を活用して多様な交流活動を促進し、コミュニティの再生とともにまちの活力づくりを目指します。

(3) 機動的な市役所づくり

自立に向けた効果的な施策の展開のため、効率的で、施策実現型の組織づくりを行わなければなりません。

そのため、人件費総額の抑制と市が所有する普通財産の処分や行政財産の整理統合による資産の圧縮を行い管理コストの縮減を図るとともに、施策体系に連動した機動的な組織機構により、様々な課題にスピード感を持って対応できる市役所づくりを目指します。

(4) 財政健全化

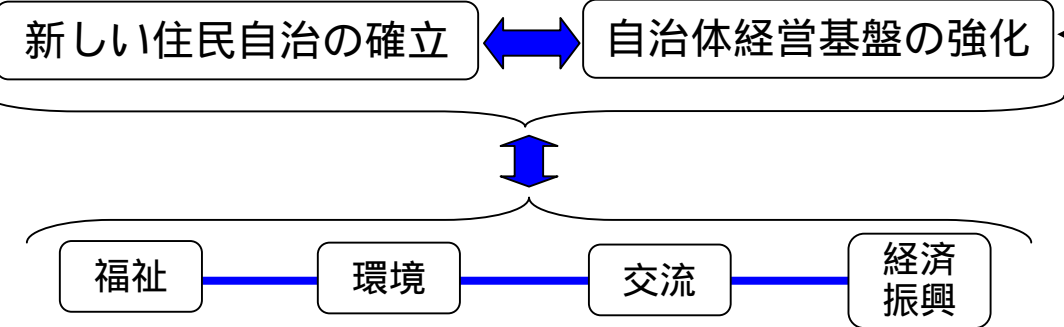
逼迫している財政を健全化することが本市の喫緊の課題となっています。

そのため、「美唄市財政健全化計画」及び「市立美唄病院改革プラン」を策定し、これに併せ、歳入の確保とコストの大胆な削減、施策の重点化と事務事業の一層の厳選を進めます。

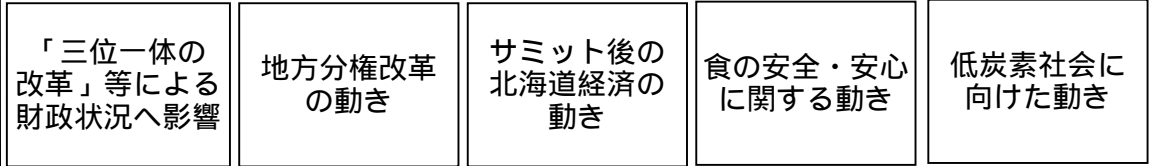
目指す姿	今後の方向
分権型社会にふさわしい自治の実現	市民が主役のまちづくり
	協働のまちづくり
まちの活力づくり	クリーン農業と農工商連携
	交流の促進
	コミュニティの再生
機動的な市役所づくり	施策実現型組織の確立
	人件費総額の抑制
	資産の圧縮 ~ 普通財産の処分、行政財産の整理統合
財政健全化	歳入確保とコストの大胆な削減
	施策の重点化・事務事業の厳選

自立に向けた取組みのイメージ

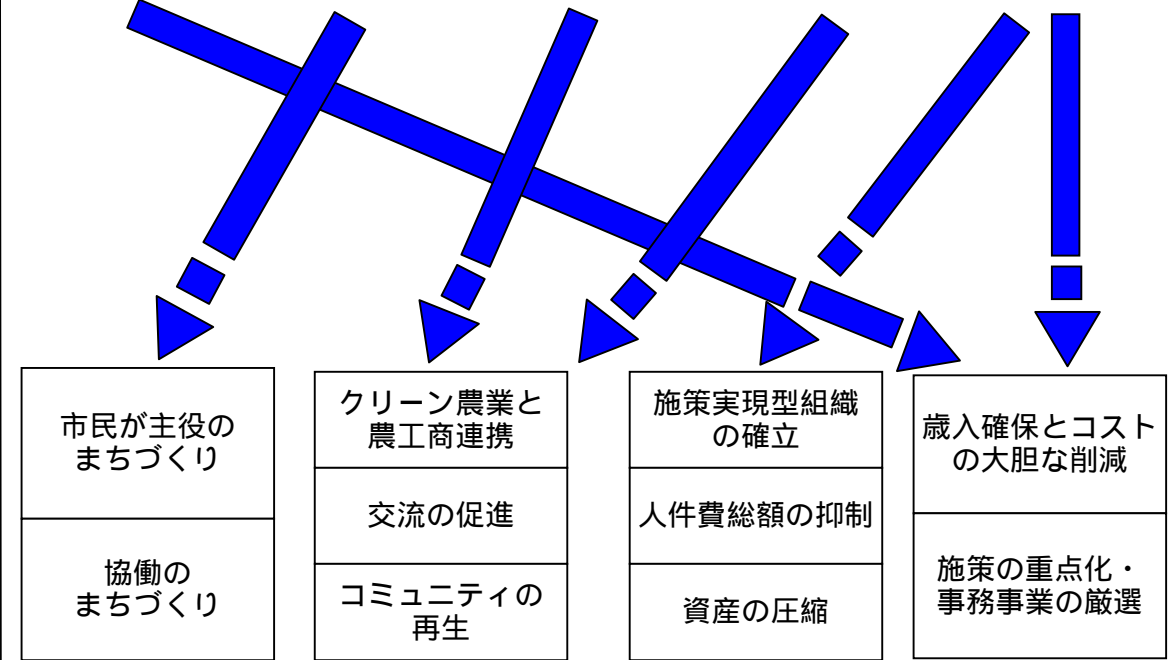
当初計画の基本方針



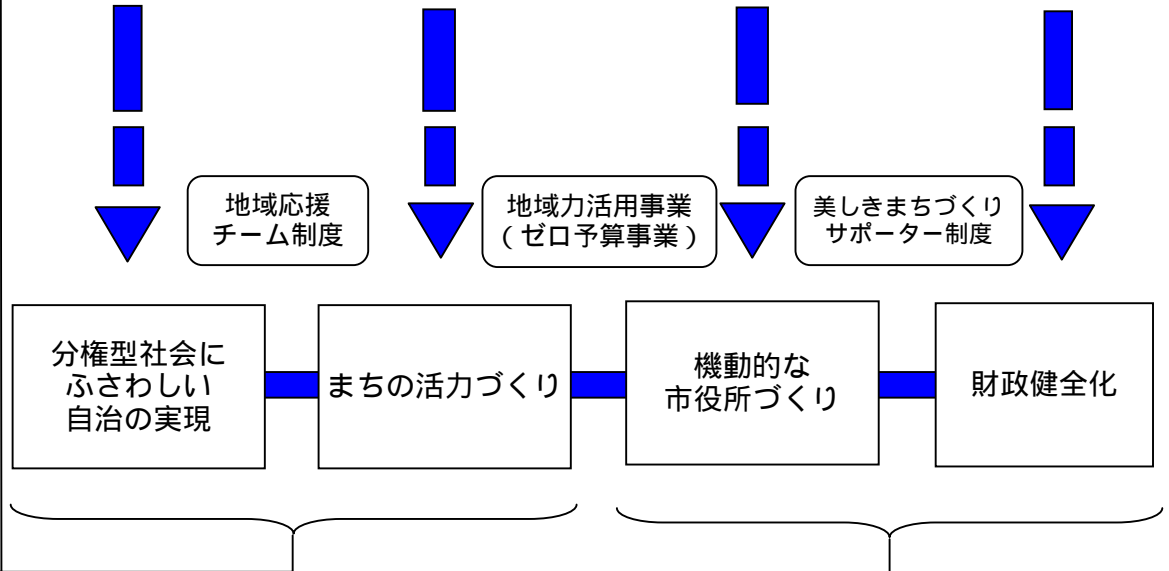
環境の変化



今後の方向



目指す姿



4 具体的な今後の取組み

アクションプランに追加した項目

新たに取り組む項目として、次のものを追加しました。

No.	項目	実施予定年度	備考
11-2	補助金の見直し	H21	団体補助及び事業補助の原則廃止
23-2	特別職給与の見直し	H21	給与の削減（市長20%、副市長・教育長15%）
24-2	一般職給与の見直し	H21	給与の削減（約15%）
26-2	職員数の削減	H21	早期退職の勤奨による減
28-2	職員福利厚生事業の見直し	H21	公費負担の廃止
43-2	放課後児童施設負担金再改定	H21	再改定
49-2	し尿くみ取り手数料再改定	H21	手数料の引き上げ
53-2	へき地保育所保育料の再改定	H21	保育料の引き上げ
55-2	固定資産税率の見直し	H21	税率の引き上げ（1.45% 1.50%）
55-3	軽自動車税率の見直し	H21	税率の引き上げ（超過税率適用：現在の1.2倍に）
55-4	市税等収納対策の強化	H20	滞納処分の執行強化、インターネット公売の実施等
55-5	財産収入の確保	H20	未利用財産の処分等
88-3	市営駐車場の廃止（中央駐車場）	H21	供用廃止
88-4	郷土史料館の開館日の見直し	H21	冬期間閉鎖等
88-5	児童館の開館時間等の見直し	H21	開館時間等の見直し
88-6	市民会館の開館日数等の見直し	H22	開館日数・時間等の見直し
88-7	勤労青少年ホームの廃止	H21	供用廃止
88-8	市営温水プールの開館日数等の見直し	H21	開館日数等の見直し
89-4	職員駐車場の有料化	H21	管理経費について受益者負担導入
95-5	体育センターの廃止	H23	供用廃止。計画期間中検討
99-5	福祉タクシーの見直し	H21	市独自の廃止
99-6	特定疾患患者への交通費助成の見直し	H21	市独自の廃止
99-7	季節労働者の冬期対策の見直し	H21	廃止
99-8	奨学金の見直し	H22	新規貸し付けの廃止
99-9	市広報紙配布謝礼の廃止	H20	町内会等への無償配布の協力依頼

実施時期等の変更をする項目

次の項目については、実施予定年度等の変更を行います。

No.	項目	変更内容	備考
30	事業系ごみ処理手数料改定	H20実施 H21実施	
36	公営住宅使用料等見直し	H20検討 H21実施	
39	水道料金改定	H22実施 H22検討	計画期間中検討
40	市立幼稚園保育料改定	H21実施 H22実施	
41	市民会館使用料改定	H22実施 H21実施	大ホール使用料の引き上げ
46	体育施設使用料改定	H20実施 H21～実施	
90	恵風園・恵祥園の民営化	H19検討 H22実施	
91	地域生活館（我路地区を除く）の廃止	H19検討 H21実施	
94	光珠内中央小学校の配置見直し	H22実施 H21実施	
95-2	営農改善センター（豊葦・北美唄）の見直し	H21実施 H24実施	計画期間中検討
95-3	開拓婦人ホームの見直し	H21実施 H24実施	計画期間中検討
95-4	地域体育館（東明・中村）の廃止	H20実施 H21・H22実施	中村はH22
96	三井美唄幼稚園の配置見直し	H22検討 H23実施	計画期間中検討
97	へき地保育所の統廃合	H19検討 H22実施	

115	自主経営健全化計画の策定と推進	H22実施 H20実施	病院改革プランの策定
121	市からの先行取得依頼による保有用地の計画的な買い戻しについて検討	H19検討 H20実施	土地開発公社経営健全化計画の策定

実施しないこととした項目

次の項目については、検討を行った結果、実施しないこととしました。

No.	項目	計画年度	実施しない理由
15	市外利用者料金の設定	H20実施	交流を進める上で、市民と市外利用者との負担均衡を維持することとした
42	市民会館市外利用者料金改定	H19検討	同上
52	し尿汲取り手数料改定 (下水道供用開始区域未水洗化世帯対象)	H19検討	下水道が供用開始済か否かにかかわらず、同一サービスに対する手数料の均衡を図るため
55	体育・文化施設の市外利用者料金の設定	H19検討	交流を進める上で、市民と市外利用者との負担均衡を維持することとした
80	郷土史料館への指定管理者制度の導入	H19検討	予約開館制の導入及び冬期間の休館措置を取り入れ、直営を継続することとする
109	し尿処理の下水道終末処理施設での一元化	H22検討	初期投資額とランニングコストを試算した結果、現行方式の方が低廉であるため
115 - 2	市立病院と労災病院の統合	H20実施	必要な医師数の確保が困難となったため

【参考】

平成20年度の実施が決定した項目

すでに計画に登載しているアクションプランの項目のうち、次のものを平成20年度に実施することとしました。

No.	項目	実施予定年度	備考
21	統廃合可能施設の確定	H20	H20美唄市自立推進計画見直し版で整理
22	統廃合実施時期の確定	H20	H20美唄市自立推進計画見直し版で整理
54	下水道使用料改定	H20	15%改定
83	総合体育館・体育センターへの指定管理者制度の導入	H20	H20.4.1導入
95	茶志内・西美唄中学校の配置見直し	H20	H20.4.1美唄中学校と統合
105	団体事務局の自主運営化	H20	自主運営ガイドラインの策定
115	自主健全化計画の策定と推進	H20	市立美唄病院改革プランの策定
121	市からの先行取得依頼による保有用地の計画的な買い戻しについて検討	H20	土地開発公社経営健全化計画の策定

効果額(実績と見込み)

平成17年度から19年度までに実施した項目に係る効果額と20年度以降の効果額の見込みは、次のとおりです。

分類	効果額 (万円)						合計
	平成17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込み)	21年度 (見込み)	22年度 (見込み)	
人件費の抑制	17,129	18,486	38,089	32,491	37,126	32,980	176,301
指定管理者制度の導入		1,008	2,144	1,979			5,131
公共施設の効率的運営	132	1,109	167	1,699	2,071	2,900	8,078
事務事業の見直し			816	212	248	602	1,878
補助金の見直し					1,635	1,635	3,270
使用料等の歳入確保	994	1,612	11,235	6,000	7,337	7,611	34,789
計	18,255	22,215	52,451	42,381	48,417	45,728	229,447

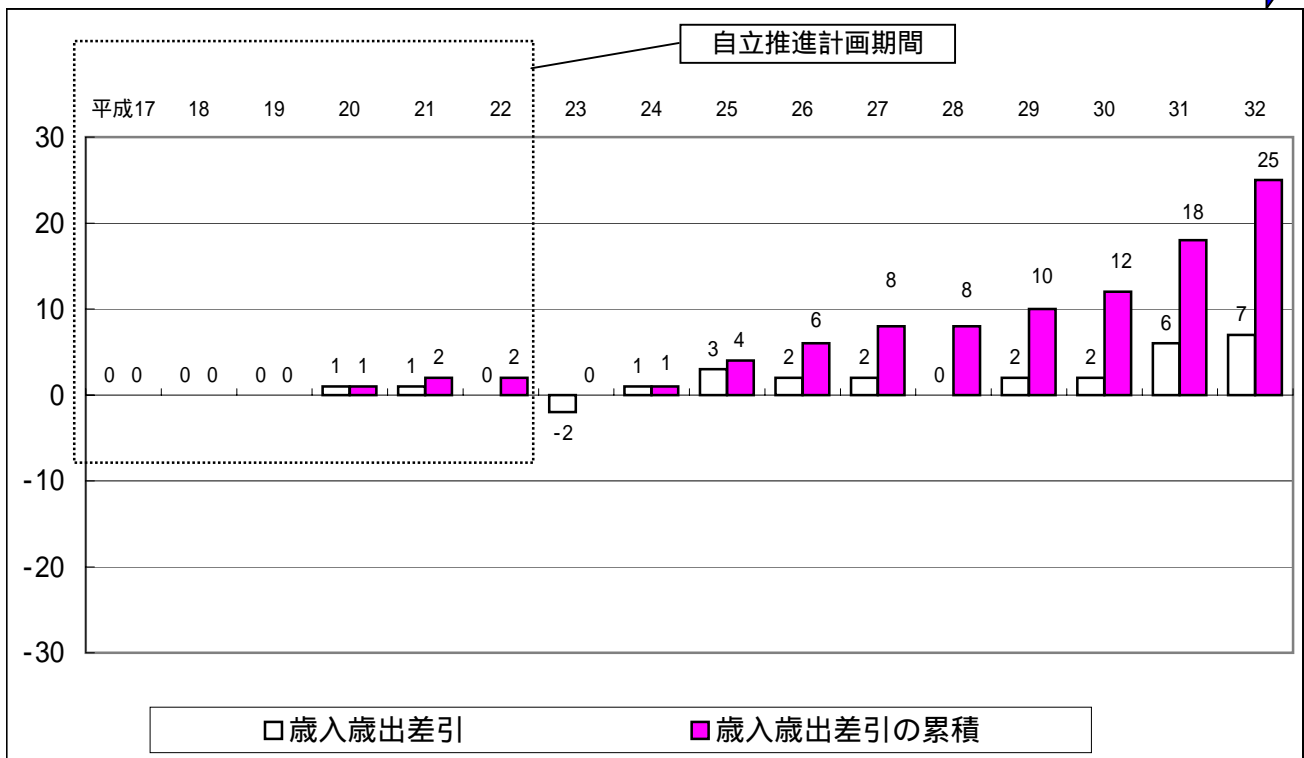
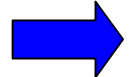
5 財政推計

財政推計の見直しについて

「美唄市財政健全化計画及（素案）」及び「市立美唄病院改革プラン（素案）」の策定に伴い、この計画における実施項目を見直したため、平成20年度当初予算をベースに財政推計を次のように、財政推計を見直しました。

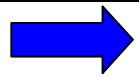
なお、推計期間については、財政健全化の実現を目指す平成27年度までとしました。

< 財政推計 > 【平成19年度見直し版】



< 科目別歳入歳出の見込み > 【平成19年度見直し版】

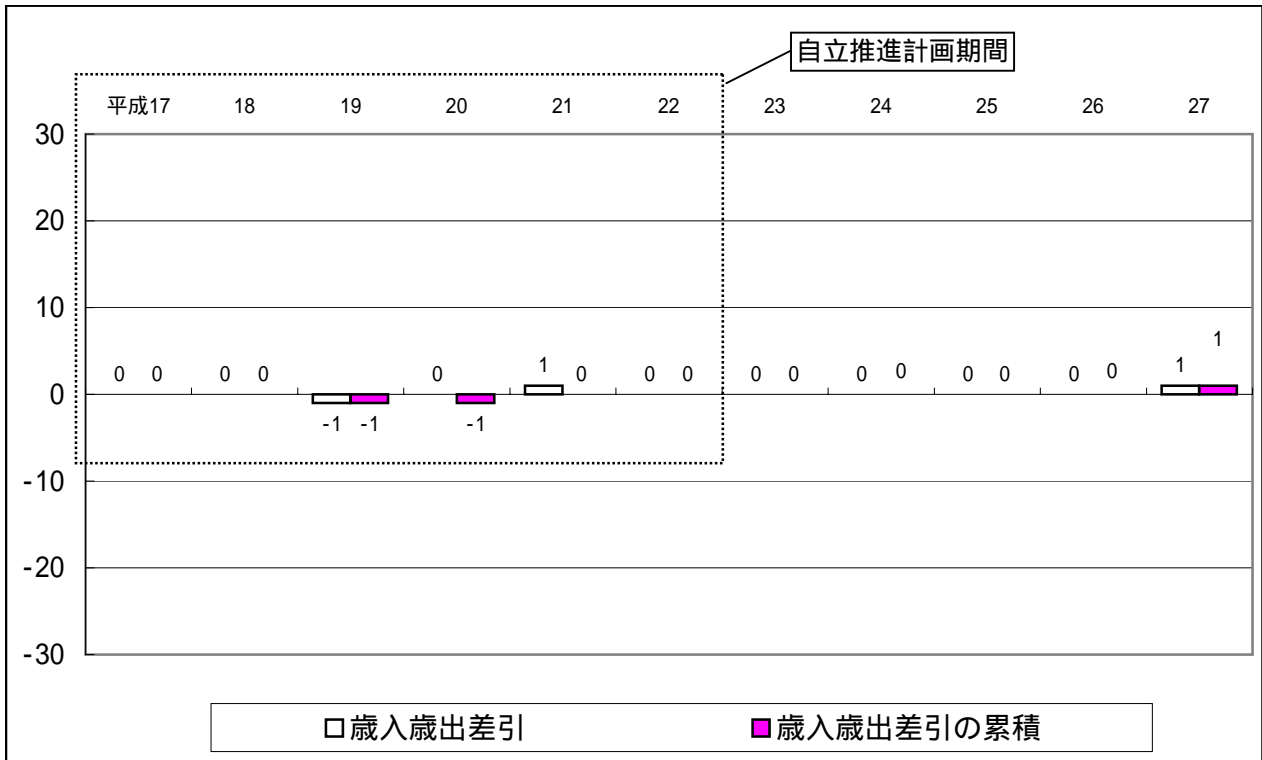
自立推進計画最終年度



(単位: 億円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度
歳入	市税（市民皆さんが市に納める税金）	22	24	24	23	22
	地方交付税（財政力に応じて国が交付するお金）	69	69	67	63	57
	国・道支出金（特定の目的のため国・道が交付するお金）	35	23	22	21	19
	市債（資金調達のための長期借入金）	30	9	9	7	7
	その他収入	38	46	36	34	33
歳入合計額		194	171	158	148	138
歳出	人件費（職員給与、議員報酬など）	31	30	27	25	21
	扶助費（生活保護、児童手当など）	25	25	24	23	22
	公債費（借金の返済）	24	26	28	23	19
	普通建設事業費（道路や建物などの建設費）	46	13	10	10	8
	物件費（施設管理費、一般事業費）	18	18	17	16	14
	維持補修費（除排雪、道路建物補修費）	4	4	4	4	4
	企業会計支出金（病院会計など）	5	5	4	4	4
	特別会計支出金（下水道会計など）	19	19	17	16	16
	その他	22	31	27	25	24
歳出合計		194	171	158	146	132
歳入歳出差引額		0	0	0	2	6
歳入歳出差引累計額		0	0	2	7	25

< 財政推計 > 【平成20年度見直し版】



< 科目別歳入歳出の見込み > 【平成20年度見直し版】 自立推進計画最終年度

(単位: 億円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成27年度
歳入	市税 (市民皆さんが市に納める税金)	23	23	22	22	21
	地方交付税 (財政力に応じて国が交付するお金)	68	70	69	70	65
	国・道支出金 (特定の目的のため国・道が交付するお金)	24	23	23	23	22
	市債 (資金調達のための長期借入金)	11	8	18	8	8
	その他収入	40	37	34	34	33
歳入合計額		166	161	166	157	149
歳出	人件費 (職員給与、議員報酬など)	27	28	25	26	21
	扶助費 (生活保護、児童手当など)	25	26	26	26	26
	公債費 (借金の返済)	26	26	27	28	23
	普通建設事業費 (道路や建物などの建設費)	13	9	19	9	8
	物件費 (施設管理費、一般事業費)	18	18	17	17	17
	維持補修費 (除排雪、道路建物補修費)	4	4	4	4	4
	企業会計支出金 (病院会計など)	5	5	5	5	8
	うち病院不良債務解消分	2	2	1	1	5
	特別会計支出金 (下水道会計など)	19	19	19	19	18
	その他	30	26	23	23	23
歳出合計		167	161	165	157	148
歳入歳出差引額		-1	0	1	0	1
歳入歳出差引累計額		-1	-1	0	0	1

6 見直し後のアクションプラン

今回の見直しで追加等の変更を加えたものは、**追加** など白抜きをしています。

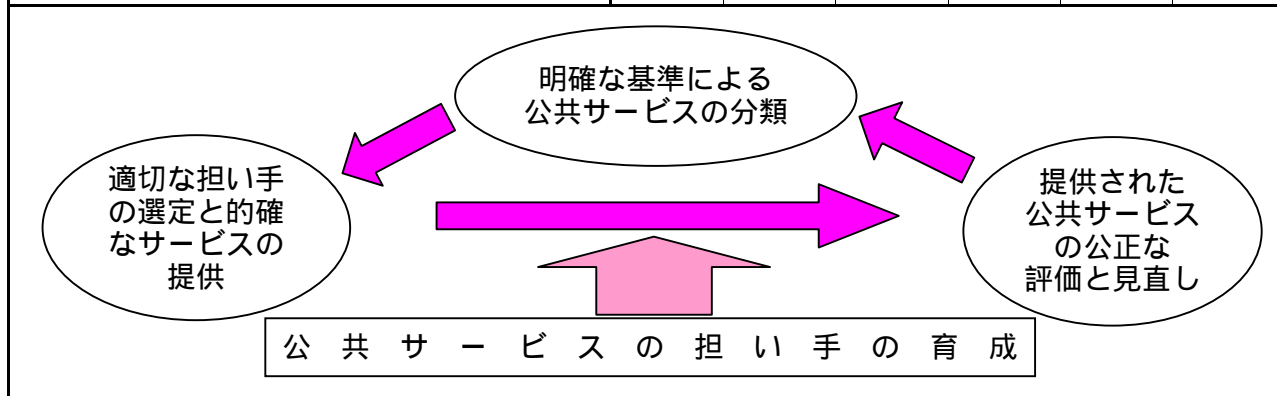
<アクションシート一覧>

	アクション シートの番号	提言名・課題名	ページ数	備考
アクション 提言に基 づく シート	No.1	公共サービスの再編	11	
	No.2	地域コミュニティの再生	12	
	No.3	これからの市役所づくり（補助金制度）	13	
	No.4	これからの市役所づくり（公共施設の管理運営）	14	
	No.5	これからの市役所づくり（公共施設の統廃合）	15	
行財政 改革に 関する アクシ ョンシ ート	No.1	給与等の見直し、職員他定員数の見直し、消防団の再編	16	
	No.2	使用料・手数料等改定	17	
	No.3	使用料・手数料等改定、介護保険料改定	18	
	No.4	使用料・手数料等改定	19	
	No.4-2	市税の税率改定、財産収入の確保	20	追加
	No.5	受益者負担導入（有料化）	21	
	No.6	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）	22	
	No.7	同上	23	
	No.8	同上	24	
	No.9	公共施設の効率的運営（統廃合、民営化、他）	25	
	No.9-2	同上	26	追加
	No.10	人口減に伴う整理統合	27	
	No.11	経営の健全化及び効率化、事務事業の見直し	28	
	No.11-2	同上	29	追加
	No.12	団体事務局の自主運営化、公共工事コストの縮減 学校公務補業務の民間委託、教育施設の複合利用	30	
	No.13	し尿処理の下水道終末施設での一元化、下水道事業の公営企業化 幼稚園教員給与の見直し	31	
No.14	地方公営企業の経営健全化	32		
No.15	第三セクターの経営改革	33		
No.16	地方公社（土地開発公社）の経営健全化	34		

提言に基づくアクションシート

提 言 名	公共サービスの再編
提 言 要 約	<p>公共サービス分類基準の策定による担い手の選定と基準の明示 地域住民の誰もが求めているサービスを、適切かつ平等に提供するという公平性の原則に根ざした「公益性」と、市民生活をおくるために維持・保護されなければならない生活の安全性等の観点から判断される「必需性」の原則の両面から判断して、公共サービスを分類し、最適な担い手を決定する基準を定める。また、市民と行政との相互理解を図るため、その基準を市民に明確に示す。</p> <p>評価システムの導入 提供しているサービスが市民ニーズに的確に応えるものなのか、サービスの質は市民が望んだレベルに達しているかなど、アンケートやモニタリングの手法を用いて実施状況を点検するなどの評価システムを導入し、時代の要請にあったサービスを提供する。</p> <p>担い手の育成 美唄市の将来を考えた場合、行政から市民に委ねるべき公共サービスは増加することが想定されるため、提供者となるべきパートナーたる担い手の育成が必要である。</p>
基本的考え方	市民と行政が地域社会におけるパートナーシップを構築し、ともに地域社会運営の担い手として、限りある財源を最大限に有効に使用して、より良いまちづくりを発展させていくため、自助、共助、公助の基本に立ち返った公共（行政）サービスのあり方を考える。
アクション内容	公共サービスの担い手の選定のため、判定基準を策定する。 実施状況を点検し、評価するシステム内容を策定する。 担い手の現状把握を調査し、今後の担い手の育成等の方策を検討する。

項 目		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
1 公共サービス分類（担い手選定） 基準の策定	実施済	（調査・検討）		（実施）	協働のまちづくりを進めるため、H19年度に策定予定の基準をH17年度に繰り上げて策定。		
2 点検評価システム内容の策定	実施済	（調査・検討）		（実施）	「事務事業評価における「公共性診断カルテ」、まちづくりアンケート調査における調査項目の見直しに加え、3年ごとに実施するまちづくり評価など、サービス利用者の視点から、総合的に公共サービスの評価・点検を行うこととした。		
		（調査・検討）		（実施）			
3 担い手の育成の方策	実施済				美唄市まちづくり基本条例を制定し、これに基づく「協働のまちづくり指針」において、人材育成の方向性を定めた。		

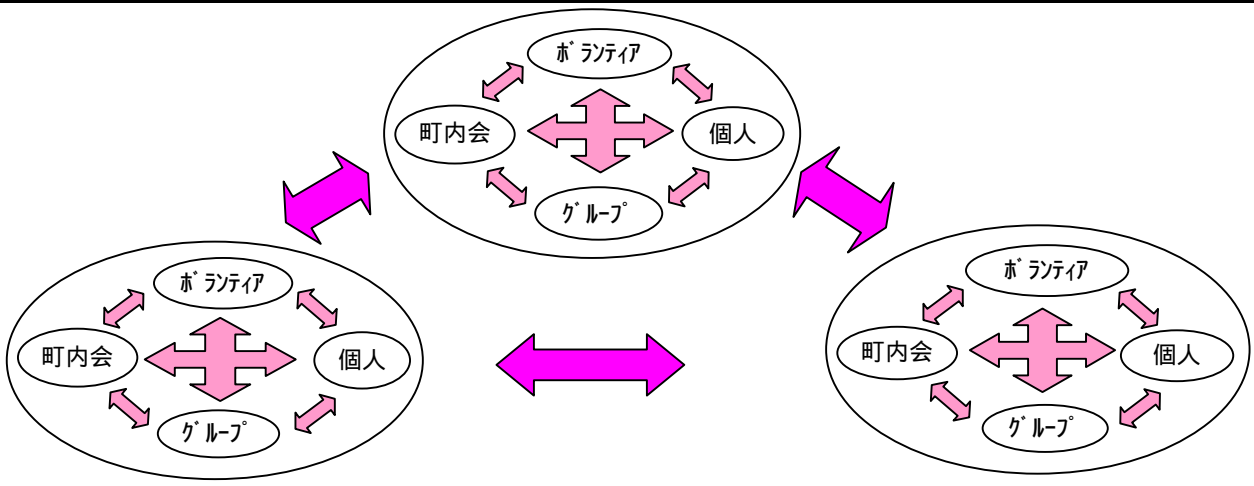


提言に基づくアクションシート

提 言 名	地域コミュニティの再生
提 言 要 約	<p>新たな地域コミュニティの創設 町内会や団体・個人が自由に参加出来るオープンで重層的な構造を持つ、新たな地域コミュニティを創設する。</p> <p>新たな地域コミュニティの活動範囲 地域ニーズに対応した、個人レベルから広域的な範囲でのささえ合い活動や、生活環境の整備など地域課題解決のための活動を行い、活動の形態として有償ボランティアやコミュニティビジネスを検討する。</p> <p>市の役割 コミュニティ施策を一元的に推進する部署を設置し、地域担当制や地域の担い手の育成、地域コミュニティ創設時の助言や情報提供を行う。</p>
基本的考え方	<p>住民主体による協働のまちづくりを進める際には、自助・共助・公助の視点を基本とし、住民による自己決定・自己責任が必要となってくる。</p> <p>現在の地域社会においては、核家族化や少子化により世代間の交流が減少したことや、都市化により住民相互の一体感が薄れたことにより、人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にする伝統的なコミュニティ意識が希薄化してきている状況となっている。</p> <p>このため、行政としては、コミュニティの再生のため、コミュニティ意識の向上、コミュニティ活動を活発化させるための担い手の掘り起こし・人材の育成、各種地域団体間の連携・交流の促進、コミュニティ活動のネットワークづくり、活動拠点となる場の整備等が必要である。</p>
アクション内容	<p>コミュニティ施策推進部署の設置</p> <p>市民へのコミュニティ意識向上のための啓蒙（説明会）</p> <p>担い手の掘り起こしと育成</p> <p>地域担当制の実施</p> <p>コミュニティに関する情報公開と共有化の促進</p>

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
4 コミュニティ施策担当部署の設置 実施済	(実施)	総務部参事（計画担当）において、コミュニティ施策を担当させ、「協働指針」を策定して施策を推進することとした。 H18地域経営室に再編				
5 市民への意識向上のための啓蒙（説明会） 担い手の掘り起こし・育成 地域担当制の実施 情報公開と共有化 実施済	(調査・検討)	(実施)				

市広報紙メロデー4月号に「まちづくり出前講座」について、具体的メニューを設定し掲載。「協働のまちづくり指針」にもとづき、地域応援チーム（職員の地域担当制）を編成。モデル地区を3地区選定し、地域課題の解決に当たることとした。



提言に基づくアクションシート

提 言 名	これからの市役所づくり（補助金制度）						
提 言 要 約	<p>基本的に全ての補助金を白紙に戻した上での制度の再構築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付目的、対象事業、対象団体などを盛り込んだ規定の制定 ・ 公益性、有効性などの視点に立った交付基準の策定 ・ 公募制を導入し、第三者による審査機関での審査の実施 ・ 審査のプロセス及び結果の公表 						
基本的考え方	<p>市民活動への補助金は、各種団体が実施する公益的な事業に対し、必要に応じて交付されるもので、公的支援の代表的なものである。</p> <p>「透明性」、「公平性」、「客観性」を確保し、市民と行政とのパートナーシップの確立を推進し、市民に開かれた補助金制度の再構築が必要である。</p>						
アクション内容	<p>既存補助金交付等に関する実態調査 補助金規定・要綱等の再構築 公募制の導入 交付基準の設定 市民参加による審査機関の設置 情報公開に関する事</p>						
項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
6 既存補助金交付等に関する実態調査	実施済	(実施) 事務事業評価の際に、補助金に関する調査を合わせて実施。					
7 補助金規定・要綱等の策定	実施済	(調査・検討)	(実施)	公募制の規定に関しては、福祉のまちづくり事業補助要綱を改正し、整備済。補助金全体に関しては、美咲市補助金等交付規則にもとづき、個別の補助金交付要綱を整備済。			
8 公募制の導入	実施済	(調査・検討)	(実施)	福祉のまちづくり事業補助金に関して、公募制とし、市広報紙H19年7月号で募集。			
9 交付基準の設定	実施済	(調査・検討)	(実施)	協働のまちづくりを進めるため、H19年度に設定予定の基準をH17年度に繰り上げて設定。			
10 市民参加による審査機関の設置	実施済	(調査・検討)	(実施)	福祉のまちづくり事業補助金に関して、公募制とし、市民ささえあい推進委員会の意見を聴いた上で、交付決定することとしており、関係要綱整備済。			
11 情報公開に関する事	実施済	(調査・検討)	(実施)	福祉のまちづくり事業補助金の交付を受けた団体は、「地域福祉推進大会」等で事例発表をするほか、市広報紙や市ホームページで実績を紹介することとした。			
11-2 補助金の見直し	追加	(実施)					
		団体補助及び事業補助について原則廃止する。					

提言に基づくアクションシート

提 言 名	これからの市役所づくり（公共施設の管理運営）						
提 言 要 約	公共施設の管理運営については、指定管理者制度を活用する。 使用料金等の設定 ・見直し時期の設定、設定基準の見直し ・利用者数の増加策の検討 ・市民参画による検討委員会の設置 ・市外利用者に対する料金の設定 ・公平性、平等性による減免・免除の実施						
基本的考え方	「公の施設」の管理については、平成15年9月の地方自治法の改正により、管理委託制度から指定管理者制度に改正され、民間の導入についても認められた。 このことから、該当する現在の公共施設あるいは新しい公共施設については、平成18年9月1日までの経過措置期間内に直営か指定管理者かを定める事となっているが、直営で実施していく施設についても、管理運営経費等を考慮した場合、可能な限り指定管理者制度を活用していく必要がある。 施設の使用料金等については、財政状況が非常に厳しい現在、施設の管理運営のための大事な経費であり、受益者（利用者）負担の原則に基づき適正に設定する必要がある。						
アクション内容	指定管理者制度の導入の促進 使用料金等の設定基準の作成 使用料金等改定時期の設定 市外利用者料金の設定 使用料金等の新設（有料化） 使用料金等の減免・免除の見直し 市民参画による使用料金等に関する委員会の設置						
項 目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
12 指定管理者制度の導入 （直営・対象外施設除く）	（検討）	（実施）	H18に39施設導入。H19に13施設導入。 H20に2施設導入。				実施済
13 使用料金等の設定基準の作成	（実施）		財政健全化を進めるため、H18年度に作成予定の基準をH17年度に繰り上げて作成。				実施済
14 使用料金等改定時期の設定	（実施）		同 上				実施済
15 市外利用者料金の設定	（検討）	（実施）	（検討）	（実施）	交流を進める上で、市民と市外利用者との負担均衡を維持することとした。		変更 取止め
16 使用料金等の有料化	（検討）	（実施）	（検討）	（実施）	公民館桜井邸分館、子育て支援センター、法律相談については、それぞれ無料とすることとし、新たに、学校開放における利用者負担の導入を検討することとした。		変更
17 使用料金等の減免・免除の見直し	（検討）	（実施）	（検討）	（実施）		（実施）	変更
18 市民参画による使用料金等 関係委員会の設置	（検討）	（実施）	H19年4月に「利用しやすい公共施設研究会」を発足。市民を交え協議中。				実施済

提言に基づくアクションシート

5

提 言 名	これからの市役所づくり（公共施設の統廃合）						
提 言 要 約	<p>公共施設の統廃合検討時、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活圏域を設定し、施設の利用状況、経理状況、人口密度等の調査による検討の必要性 ・施設統合による廃止施設の跡利用の検討の必要性 ・利用者との十分な協議の実施 ・地域のコミュニティの場として基本的に必要性が高いという認識 						
基本的考え方	<p>公共施設の統廃合については、少子高齢化による施設利用者数の減少及び建設後相当年数が経過している施設の補修費が増加しているなどの状況にあり、公共施設の効率的管理運営を考える上で施設の統廃合について検討していく必要がある。</p>						
アクション内容	<p>公共施設の実態調査・検証（利用・経理状況、人口密度他） 施設管理者ヒアリング、施設利用者等との懇談 統廃合可能施設の確定 統廃合実施時期の検討</p>						
項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
<p>19 対象公共施設の実態調査・検証 実施済</p> <p>20 施設管理者ヒアリング及び施設利用者との懇談 実施済</p> <p>21 統廃合可能施設の確定 実施済</p> <p>22 統廃合実施時期の確定 実施済</p>	<p>(検討)</p> <p>→</p>	<p>(実施)</p> <p>→</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	
<p>・老人寿の家は、実態調査の上、18年3月末廃止。 ・生活館は、利用状況等を調査し、運営委員会を開催し、将来の方向性を協議。 ・恵風園・恵祥園は、民営化検討に当たり、市外類似施設に関し調査を実施。 ・消防署東明分遣所は、地域と協議の上、H19年9月廃止。 ・茶志内中学校、西美唄中学校は、H20年4月 美唄中学校と統合。</p>							
<p>同 上</p>							
<p>財政健全化計画に合わせ確定。</p>							
<p>財政健全化計画に合わせ確定。</p>							

行財政改革に関するアクションシート

課題名	給料等の見直し、職員他定員数の見直し、消防団の再編					
担当部・課名	総務部総務課、議会事務局、消防本部					
基本的考え方	<p>給料等の見直し 美唄市の厳しい財政状況から、特別職を始め一般職を対象とし、給料等の削減が必要である。また、一般職の特殊勤務手当の見直しについても、実施の必要がある。</p> <p>職員他定員数の見直し 美唄市の厳しい財政状況の中、健全経営を行っていく上で、一般職員・市議会議員等の適正な定員数の見直しが必要である。</p> <p>消防団の再編 災害形態の複雑多様化及び社会環境の変化に対応する効率的な消防体制を創るとともに、分団詰所の老朽化による維持管理費の増加などの対策として、消防団の再編を行っていく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目</p>					
見直し項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
【計画期間内実施項目】						
23 特別職給料等の見直し 実施済	(実施)	給与抑制措置をH16～20年度で実施。 H18給与減額改定。			(実施)	市長 20% 副市長・ 教育長 15%
23-2 特別職給与の見直し 追加						
24 一般職給料等の見直し 実施済	(実施)	給与抑制措置をH16～20年度で実施。			(実施)	
24-2 一般職給与の見直し 追加						約 15%
25 一般職特殊勤務手当の見直し 変更	(実施)	(実施)	(実施)	H18、H19年度一部実施、 継続協議中。		
26 職員定員適正化計画の策定 実施済	(実施)	H17年度策定。目標値 H22.4.1の職員数 392人 H17.4.1の職員数426人との比較 34人 8.0% H18.4.1の職員数415人との比較 23人 5.5%				
26-2 職員数の削減 追加					(実施)	早期退職 の勧奨に よる減
27 市議会議員定数の見直し 実施済			(実施)	22人 16人		
28 消防団の再編 変更 実施済	(検討)	(実施)	(実施)	H19年4月実施。13 9分団		
28-2 職員福利厚生事業の見直し 追加					(実施)	公費負担 の廃止
【計画期間内検討項目】						
29 特別職・一般職の給与及び退職金の見直し 実施済	(検討)	H18年度から特別職の給料月額改定「備考」参照 H18年度の特別職抑制措置 期末手当1月分削減 H18年度の一般職抑制措置 勤勉手当削減 (管理職1月分、係長以下0.8月分) H18年度から農業委員会委員報酬改定「備考」参照 H19年4月から人勤に基づく級の削減(8 7級)、号俸4分 割を実施(現給保障なし)。				
備考	特別職給料月額改定 (18年4月から)	市長	905,000円		815,000円	
		助役	727,000円		655,000円	
		教育長	642,000円		578,000円	
		(給料月額減額改定に伴い退職金額も減額になる。)				
	農業委員報酬月額改定 (18年4月から)	会長	59,500円		56,500円	
		会長代理	47,000円		44,500円	
		委員	42,000円		40,000円	

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	使用料・手数料等改定					
担当部・課名	市民部環境課、保健福祉部こども未来課 商工交流部（交流推進課、参事（交流施設担当））、 都市整備部（建築住宅課、水道課）、消防本部					
基本的考え方	<p>使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>また、施設の適正な管理運営を行うため、管理運営状況を把握した中で、定期的な料金等の見直しが必要である。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
30 事業系ごみ処理手数料改定 変更 変更	(検討) →	(実施) →	(実施) →	(実施) →	(実施) →	H21実施予定。
31 市立保育所保育料改定 実施済	(実施) →	H17年4月から実施。 H14年度から17年度までに、所得階層区分を国の基準に合わせ、12階層を7階層に段階的に改定。				
32 一時保育料改定 実施済	(実施) →	H17年4月から実施。				
33 へき地保育所保育料の階層区分見直し 実施済	(検討) →	(実施) →	H18年4月から実施。10階層 6階層 指定管理者制度の実績を踏まえ再検討。			
34 ピパオイの里プラザ使用料改定 変更	(検討) →	(実施) →		(検討) →	(実施) →	
35 体験交流館・登り窯使用料改定 実施済	(実施) →	H17年4月改定。 ・個人500円 200円 ・団体400円～450円 150円（15人以上） ・電気窯素焼400円、本焼600円 ・登り窯本焼1,000円/kg ・粘土代500円 200円				
36 公営住宅使用料等見直し 変更 変更	(検討) →	(実施) →	(検討) →		(実施) →	駐車場使用料の引上げ。
37 公営住宅使用料の減免見直し 実施済	(実施) →	H17年10月から実施。 生活保護基準以下 収入なし 免除 免除、収入あり 免除 9割減額 生活保護基準の1.1倍まで7割減額 6割減額、1.2倍まで5割減額 4割減額、1.3倍まで3割減額 2割減額、1.5倍まで1割減額 減額なし				
38 消防手数料改定 変更 実施済	(検討) →	(実施) →	(実施) →	H19年4月実施。 救急搬送に関する証明・り災に関する証明 1件200円 1件300円		
39 水道料金改定 変更 変更	(検討) →	(検討) →		(実施) →	(実施) →	(検討) →
備 考	事業系ごみ手数料		平成9年度改定			
	市立保育所保育料		平成16年度改定			
	一時保育料		平成13年度実施			
	ピパオイの里プラザ使用料		平成9年度改定			
	体験交流館・登り窯使用料		平成15年度設定			
	消防手数料		平成11年度改定			
	水道料金		平成9年度改定（消費税内税化）			

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	使用料・手数料等改定、介護保険料改定					
担当部・課名	教育委員会（学務課、生涯学習課、参事（体育振興担当）） 保健福祉部高齢福祉課					
基本的考え方	<p>使用料・手数料等改定 使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>また、施設の適正な管理運営を行うため、管理運営状況を把握した中で、定期的な料金等の見直しが必要である。</p> <p>介護保険料改定 介護保険法の目的（要介護状態の者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。）に基づき介護保険事業を進め、法第129条第3項により、概ね3年を通じ財政の均衡を保たなければならない。</p> <p>このことから、概ね3年毎に保険料の見直しを行う必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (H22年実施予定) (H22年実施予定) </div>					
40 市立幼稚園保育料改定 変更 変更	(検討)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)
41 市民会館使用料改定 変更 変更	(検討)	(実施)	(実施)	(検討)	(実施)	(実施)
42 市民会館市外利用者料金設定 変更 取止め	(検討)	(実施)	交流を進める上で、市民と市外利用者との負担均衡を維持することとした。			
43 放課後児童施設負担金改定 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月改定。 3,000円/月 4,500円/月			
43-2 放課後児童施設負担金再改定 追加	H21年4月再改定予定。 4,500円/月 6,000円/月				(実施)	
44 郷土史料館入館料改定 実施済	(実施)	H17年6月改定。 一般個人100円 200円、一般団体70円 140円、 小中学生 50円（据置）				
45 アルテピアッツア美唄使用料改定 実施済	(実施)	H17年6月改定。 アートスペース2,620円/4時間 5,000円/日 市民ギャラリー 無料 1室500円/日				
46 体育施設使用料改定 変更 変更	(検討)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)
47 体育施設使用料の減免見直し 実施済	(実施)	平成17年6月実施。65歳以上の減免廃止。 総合体育館75円 150円、体育センター50円 100円 温水プール250円 500円				
48 介護保険料改定 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月改定。 基準月額 3,200円 3,600円(H21.3月まで) H21.4月見直し予定。			
備 考	市立幼稚園保育料 昭和62年度改定		市民会館使用料 平成9年度改定			
	放課後児童施設負担金 平成13年度設定		郷土史料館入館料 平成4年度改定			
	アルテピアッツア美唄使用料 平成9年度改定		体育施設使用料 平成9年度改定			
	介護保険料 平成15年度改定					

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	使用料・手数料等改定					
担当部・課名	市民部環境課、保健福祉部（高齢福祉課、こども未来課）、 商工交流部参事（交流施設担当）、都市整備部下水道課、 教育委員会参事（体育振興担当）					
基本的考え方	<p>使用料・手数料等改定 使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。 また、施設の適正な管理運営を行うため、管理運営状況を把握した中で、定期的な料金等の見直しが必要である。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
49 し尿くみ取り手数料改定	(実施)	H17年7月改定。 10リットル当たり46円 55円				
実施済	→					
49-2 し尿くみ取り手数料再改定	追加	H21年4月改定予定。 10リットル当たり55円 70円				(実施)
追加	→					
50 食事サービス負担金の改定	(実施)	H17年5月改定。 自己負担額1食350円 400円				
実施済	→					
51 パークゴルフ場使用料設定	(実施)	H17年5月設定。 中学生以上1回券500円、回数券（11枚綴り）5,000円 小学生以下1回券300円、回数券（11枚綴り）3,000円 用具貸出料 クラブ1本200円、ボール1個100円				
実施済	→					
【計画期間内検討項目】						
52 し尿くみ取り手数料改定 (下水道供用開始区域内未水洗化世帯対象)	(検討)	下水道が供用開始済か否かにかかわらず、同一サービスに対する手数料の均衡を図ることとした。				
取止め	→					
53 へき地保育所保育料の改定	(検討)	H18年4月実施。				
実施済	→					
53-2 へき地保育所保育料の再改定	追加	認可保育所の5割程度まで引上げ予定（25%程度）。				(実施)
追加	→					
54 下水道使用料改定	(検討)	(実施) H20年4月実施。 15%引上げ。				
実施済	→					
55 体育・文化施設の市外利用者料金の設定	(検討)	交流を進める上で、市民と市外利用者との負担均衡を維持することとした。				
取止め	→					
備 考	し尿くみ取り手数料 食事サービス負担金 下水道使用料		平成2年度改定 平成4年度設定 平成15年度改定			

行財政改革に関するアクションシート

4 - 2

課 題 名	市税の税率改定、財産収入の確保					
担当部・課名	市民部税務課、総務部契約管財課					
基本的考え方	<p>市税の税率改定 歳入確保のため、軽自動車税及び固定資産税の税率を上げる。</p> <p>市税滞納対策 市税の滞納分については、徴収を強化するとともに、必要に応じて、資産等の差押えを行い、インターネットを活用した公売を実施する。</p> <p>財産収入の確保 未利用財産の処分、活用（売却、貸付）、インターネット公売の実施等により、財産収入の確保を図る。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
55-2 固定資産税率の見直し 追加		超過税率適用 (1.45% 1.50%)			(実施) 	
55-3 軽自動車税率の見直し 追加		超過税率適用 (現在の1.2倍)			(実施) 	
55-4 市税等収納対策の強化 追加		滞納処分の執行強化、インターネット公売の実施等		(実施) 		
55-5 財産収入の確保 追加		未利用財産の処分等		(実施) 		
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

5

課 題 名	受益者負担導入（有料化）																																																		
担当部・課名	市民部（環境課、市民課）、教育委員会（生涯学習課、学務課）、保健福祉部こども未来課																																																		
基本的考え方	<p>使用料・手数料等改定 使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>																																																		
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2																																													
【計画期間内実施項目】																																																			
56 家庭ごみ処理に伴う手数料の有料化	(検討)	(実施)	(実施)	H19年10月実施。																																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施済</div>	→																																																		
57 粗大ごみ処理に伴う手数料の有料化	(検討)	(実施)	(実施)	H19年10月実施。																																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施済</div>	→																																																		
58 公民館桜井邸分館の使用に伴う有料化	(検討)	(実施)	公民館分館の位置付けを見直すこととして有料化は行わないこととする。																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取止め</div>	→																																																		
58-2 学校開放事業に伴う利用者負担の導入			(検討)	(実施)																																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	→																																																		
【計画期間内検討項目】																																																			
59 法律相談に伴う手数料の有料化	(検討)	市内に法律事務所がなく、セーフティネットとして、誰でも利用できる相談機会を確保するため、今後も無料とする。																																																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取止め</div>	→																																																		
60 子育て広場（子育て支援センター）使用料の有料化	(検討)	子育て支援を重点施策としているため、今後も無料とする。																																																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取止め</div>	→																																																		
備 考	ごみ収集量(単位：トン) 燃やせる・燃やせないごみの量 粗大ごみの量 公民館桜井邸分館利用状況 (H16公民館本館有料化) 法律相談件数 子育て広場利用状況 (親子での1日平均利用者数)					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td> </tr> <tr> <td>10,493</td><td>10,819</td><td>11,333</td><td>12,576</td><td>13,833</td> </tr> <tr> <td>178</td><td>212</td><td>136</td><td>107</td><td>195</td> </tr> <tr> <td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td> </tr> <tr> <td>339人</td><td>486人</td><td>182人</td><td>132人</td><td>122人</td> </tr> <tr> <td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td> </tr> <tr> <td>197件</td><td>120件</td><td>107件</td><td>99件</td><td>112件</td> </tr> <tr> <td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td> </tr> <tr> <td>44人</td><td>35人</td><td>34人</td><td>33人</td><td>36人</td> </tr> </table>	H15	H16	H17	H18	H19	10,493	10,819	11,333	12,576	13,833	178	212	136	107	195	H15	H16	H17	H18	H19	339人	486人	182人	132人	122人	H15	H16	H17	H18	H19	197件	120件	107件	99件	112件	H15	H16	H17	H18	H19	44人	35人	34人	33人	36人
H15	H16	H17	H18	H19																																															
10,493	10,819	11,333	12,576	13,833																																															
178	212	136	107	195																																															
H15	H16	H17	H18	H19																																															
339人	486人	182人	132人	122人																																															
H15	H16	H17	H18	H19																																															
197件	120件	107件	99件	112件																																															
H15	H16	H17	H18	H19																																															
44人	35人	34人	33人	36人																																															

行財政改革に関するアクションシート

6

課 題 名	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）					
担当部・課名	市民部（市民課、環境課）、 保健福祉部（地域福祉課、高齢福祉課、こども未来課）					
基本的考え方	<p>公の施設の管理については、平成15年9月地方自治法の改正により、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。</p> <p>この改正の目的は、住民サービスの向上・行政コストの縮減等を図ることであり、制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進に繋げる事を期待している。</p> <p>このことから、美唄市に存在する公の施設について導入を推進していく必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
61 美唄市共同浴場 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
62 し尿処理場 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
63 ごみ処理センター 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
63-2 最終処分場 追加 実施済			(実施)	H19年4月実施。		
63-3 リサイクルセンター 追加 実施済			(実施)	H19年4月実施。		
64 火葬場「美唄斎苑」 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
65 地域福祉会館（14箇所） 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
66 地域生活館（5箇所） （進徳・南美唄・東明・共練・落合） 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
67 東地区生活支援センター 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
68 へき地保育所（5箇所） （茶志内・峰延・西美唄・進徳・中村） 実施済	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

7

課 題 名	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）					
担当部・課名	商工交流部（交流推進課、参事（交流施設担当））、農政部農政課、都市整備部都市整備課					
基本的考え方	<p>公の施設の管理については、平成15年9月地方自治法の改正により、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。</p> <p>この改正の目的は、住民サービスの向上・行政コストの縮減等を図ることであり、制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進に繋げる事を期待している。</p> <p>このことから、美唄市に存在する公の施設について導入を推進していく必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
69 交流拠点施設（ゆ～りん館）	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
70 パークゴルフ場と国設スキー場	(検討)	(実施)	(実施)	H19年4月実施。		
71 体験交流施設（体験交流館・登り窯）	(検討)	(実施)	(実施)	H19年4月実施。		
72 ピパオイの里プラザ	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
73 営農改善センター（北美唄・豊葦）	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
74 上美唄北開拓婦人ホーム	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
75 米穀乾燥調製処理施設	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
76 小麦集出荷調製施設	(検討)	(実施)	H18年4月実施。			
77 公園の一部	(検討)	(実施)	H18年4月から和田公園で実施。			
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）					
担当部・課名	教育委員会（参事（体育振興担当）、生涯学習課）					
基本的考え方	<p>指定管理者制度の導入 公の施設の管理については、平成15年9月地方自治法の改正により、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。 この改正の目的は、住民サービスの向上・行政コストの縮減等を図ることであり、制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進に繋げる事を期待している。 このことから、美咲市に存在する公の施設について導入を推進していく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。（一部変更）</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
78 温水プール 実施済	（検討）	（実施）	H18年4月実施。			
79 アルテピアッツァ美咲 実施済	（検討）	（実施）	H18年4月実施。			
80 郷土史料館 変 更 取止め	（検討）	（実施）	（検討）	冬期間の閉鎖措置等を取り入れ、直営を継続することとした。		
81 公民館・分館 変 更 実施済	（検討）	（実施）	（実施）	H19年4月実施。		
82 市民会館 変 更 実施済	（検討）	（実施）	（実施）	H19年4月実施。		
【計画期間内検討項目】 (直営公共施設)						
83 総合体育館・体育センター 実施済	（検討）			（実施）	H20年4月実施。	
84 サン・スポーツランド美咲 実施済	（検討）				H19年4月実施。	
85 野球場・陸上競技場 実施済	（検討）				H19年4月実施。	
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	公共施設の効率的運営（統廃合、民営化、他）					
担当部・課名	保健福祉部地域福祉課、 教育委員会（生涯学習課、学務課、参事（体育振興担当））、 都市整備部都市整備課					
基本的考え方	<p>公共施設の統廃合 各施設の効率的運営を考える場合において、施設は建設後相当年数が経過し、老朽化が進んでいる状況であるため、毎年相当な維持修理等の管理費用が掛かっている状況及び少子高齢化による利用者数の減等から施設本来のあり方を考え、利用状況等を把握し、利用者の了解の上統廃合を進めていく必要がある。</p> <p>公共施設の民営化 民間活力の導入による新たな発想による市民サービスの向上・効率的運営の確保、財政経営健全化（公共施設の管理運営費等の削減）の確保などから、公共施設において可能な範囲で民営化を進めていく必要がある。</p> <p>その他 アルテピアッツァ美唄については、施設の効率的視点より冬期間の閉館について実施していく必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
86 老人寿の家（東、東明）の廃止	（検討）	（実施）	H19年3月末廃止。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変 更</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実 施 済</div>	→					
87 勤労青少年ホームと児童館の複合施設	（実施）	H17年4月から試行的に実施。				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実 施 済</div>	→					
88 アルテピアッツァ美唄の冬期間閉館	交流のまちづくりを進めるうえで通年開館とし、H18年4月から指定管理者制導入することとした。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取 止 め</div>						
88-2 教育研究所の廃止 （空知教育センターへの参加）	追 加	（実施）		H19年廃止し、H20から空知教育センターに加入。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実 施 済</div>	→					
88-3 市営駐車場の廃止（中央駐車場）	H21年4月廃止予定。			（実施）		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追 加</div>	→					
88-4 郷土史料館の開館日の見直し	冬期間閉鎖等。				（実施）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追 加</div>	→					
88-5 児童館の開館時間等の見直し	開館時間等の見直し。				（実施）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追 加</div>	→					
88-6 市民会館の開館日数等の見直し	開館日数・時間等の見直し。				（実施）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追 加</div>	→					
88-7 勤労青少年ホームの廃止	供用廃止。			（実施）		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追 加</div>	→					
88-8 市営温水プールの開館日数等の見直し	開館日数等の見直し。				（実施）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追 加</div>	→					
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

9-2

課 題 名	公共施設の効率的運営（統廃合、民営化、他）					
担当部・課名	市民部市民課、消防署、総務部総務課、恵風園・恵祥園、保健福祉部地域福祉課					
基本的考え方	<p>アクションシートNo.9に同じ。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。（一部変更）</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
89 南美唄出張所の業務委託 追加 実施済		(実施) →	H18年9月から南美唄郵便局に業務委託し、南美唄出張所は廃止した。			
89-2 消防署東明分遣所の廃止 追加 実施済		(実施) →	H19年9月末廃止。			
89-3 清掃委託業務の見直し 追加 実施済		(実施) →	H19年4月から本庁舎清掃面積等を見直した。			
89-4 職員駐車場の有料化 追加		管理経費について受益者負担導入。			(実施) →	
【計画期間内検討項目】						
90 恵風園・恵祥園の民営化 変更	(検討) →					H22実施予定。 (実施) →
91 地域生活館（我路地区を除く）の廃止 変更	(検討) →				(実施) →	H21廃止予定。
92 老人寿の家（南美唄地区）の廃止 実施済	(検討) →	H19年3月末廃止。				
備 考	南美唄出張所の業務委託については、南美唄郵便局に委託することとし、南美唄出張所は廃止した。					

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	人口減に伴う整理統合					
担当部・課名	教育委員会（学務課、参事（体育振興担当））、農政部農政課、保健福祉部こども未来課					
基本的考え方	<p>人口減に伴う整理統合 少子化及び過疎化の影響による定員数割れの状況の中にあつて、公立幼稚園は将来的には幼稚園教育を私立幼稚園に担ってもらうこと、また、小・中学校にあつては、少人数学校が増えてきており、適正な教育環境を整備する必要があること、更にへき地保育所においても児童数の減少、建物の老朽化による改修の必要性が出ていること等から、施設の整理統合を実施していく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。（一部変更）</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
93 中央幼稚園の配置見直し	(検討)			(実施)	(実施)	(実施)
変更						
H20定員見直し、H22閉園予定。						
94 光珠内中央小学校の配置見直し	(検討)		(実施)	(実施)	(実施)	
変更 変更						
H21実施予定。						
95 茶志内・西美唄中学校の配置見直し	(検討)		(実施)	(実施)		
変更 実施済						
H20年4月実施。						
95-2 営農改善センター（豊葦・北美唄）の見直し				(検討)	(実施)	(検討)
追加 変更						
H24実施予定。						
95-3 開拓婦人ホームの見直し				(検討)	(実施)	(検討)
追加 変更						
H21東明、H22中村実施予定。						
95-4 地域体育館（東明・中村）の廃止				(実施)	(実施)	
追加 変更						
H23供用廃止。						
95-5 体育センターの廃止					(検討)	
追加						
【計画期間内検討項目】						
96 三井美唄幼稚園の配置見直し	(検討)			(検討)		
変更 変更						
H23実施予定。						
97 へき地保育所の統廃合	(検討)					(実施)
変更						
H22実施予定。						
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	経営の健全化及び効率化、事務事業の見直し					
担当部・課名	都市整備部下水道課、市民部市民課、 総務部（地域経営室、契約管財課）、教育委員会学務課、 保健福祉部地域福祉課、商工交流部商工労働課					
基本的考え方	<p>経営の健全化及び効率化 各事業を進める上では、各会計で経営感覚を持ち実施しているが、更なる経営努力が必要である。また、経営の健全化のため、効率性を考慮した見直しを実施していく必要がある。</p> <p>事務事業の見直し 各種事務事業における適正化、効率性、費用対効果等の把握により、事業の継続・見直しを決定していく必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
98 下水道整備区域の変更 （南美根地区の縮小、落合地区の削減）	(検討)	(実施)		H19年3月変更。		
99 市民バス中吊り広告の検討	(検討)	(実施)		H17年度から広告募集。		
99-2 市広報紙・市HPへの広告導入			(実施)	H18年4月から市HPバナー広告導入。H19年7月から市広報紙広告導入。		
99-3 基金の整理・統合	追加	(実施)		H19年5月に公共施設整備基金、土地開発基金を廃止、ふるさと創生基金を文化基金に統合。		
99-4 就学援助基準の見直し	追加	(実施)		H19年4月から基準所得額を準用保護世帯の1.2倍から1.15倍に変更した。		
99-5 福祉タクシーの見直し	追加		市独自の廃止。		(実施)	
99-6 特定疾患患者への交通費助成の見直し	追加		市独自の廃止。		(実施)	
99-7 季節労働者の冬期対策の見直し	追加		廃止。		(実施)	
99-8 奨学金の見直し	追加		新規貸し付けの廃止。		(実施)	
99-9 市広報紙配布謝礼の廃止	追加		町内会等への無償配布の協力依頼。		(実施)	
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

11-2

課 題 名	経営の健全化及び効率化、事務事業の見直し					
担当部・課名	市民部（市民課、環境課）、都市整備部建築住宅課、保健福祉部高齢福祉課					
基本的考え方	アクションシートN0.11に同じ。 計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内検討項目】						
100 市民バス交通体系の見直し 実施済	(検討)		(実施)	H19年4月から一部路線の見直し、最終便の予約運行を実施。		
101 ストック計画による市営住宅の建て替え・民間活力の活用等の検討 取止め	(検討)			計画期間中に市営住宅の建替えが見込まれないため、取止め。		
102 個別排水処理施設（～H19計画内）の見直し 実施済	(検討)			H19計画策定。		
103 H20以降の個別排水処理施設整備事業の見直し 実施済	(検討)			H19計画策定。		
104 家族介護用品支給対象者の見直し 実施済	(検討)			H19年4月から、要介護度3について廃止（障がい者については、地域福祉課で引き続き実施）		
備 考	家族介護用品支給 H15対象者の見直し実施内容 ・要介護1, 2の高齢者を対象外 ・要介護4, 5の入院加療中の高齢者を対象					

行財政改革に関するアクションシート

第2次行政改革 実施計画課題名	団体事務局の自主運営化、公共工事コスト縮減 学校公務補業務の民間委託、教育施設の複合利用					
担当部・課名	各担当課、都市整備部各課、教育委員会学務課					
基本的考え方	<p>【下記課題については、検討期間を平成19年度までとし、その実施に向けた取り組みを推進していく。】</p> <p>団体事務局の自主運営化 市が事務局を行っている団体について、団体による事務局業務の自主運営化を推進する必要がある。</p> <p>公共工事コスト縮減 本市の「公共工事コスト縮減に関する行動計画」に基づき実施してきたが、更なるコスト縮減が出来るかどうか検討する必要がある。</p> <p>学校公務補業務の民間委託 学級数の減少や近代校舎の充実で、公務補業務の民間委託を推進する必要がある。</p> <p>教育施設の複合利用 児童生徒の減少に伴う空き教室の有効活用のため、複合利用等を推進する必要がある。</p>					
見直し項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
105 団体事務局の自主運営化	(検討)			(実施)	自主運営ガイドラインを策定し、これに基づき自主運営化を進める。	
106 公共工事コスト縮減	(検討)			H19年4月から入札制度の透明性、競争性の向上を図るため、公共工事の一部に地域限定型一般競争入札を試行導入した。		
107 学校公務補業務の民間委託	(検討)			必要な公務補数を見直し、嘱託・臨時職員を配置することとした。		
108 教育施設の複合利用	(検討)			H19年4月から東小学校の教室1室を放課後児童施設として活用。		
備考						



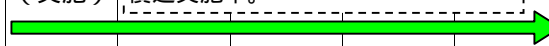
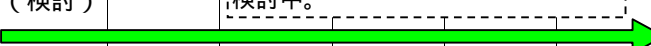
行財政改革に関するアクションシート

第2次行政改革実施計画課題名	し尿処理の下水道終末処理施設での一元化、下水道事業の公営企業化 幼稚園教員給与の見直し					
担当部・課名	市民部環境課、都市整備部下水道課、教育委員会学務課					
基本的考え方	<p>【下記課題は中長期的課題であるが、出来る限り早急に検討を進め実施に向けた取り組みを推進していく。】</p> <p>し尿処理の下水道終末処理施設での一元化 下水道未普及地区のし尿、浄化槽汚泥の前処理施設を検討し、終末処理施設での一元化処理の具体的方策を検討する必要がある。</p> <p>下水道事業の公営企業化 下水道事業の経営に資するため、公営企業について検討する必要がある。</p> <p>幼稚園教員給与の見直し 幼稚園教員の給料表について、保育所・一般職員との均衡を考慮し、また、他市の状況を参考にしながら見直しを検討する必要がある。</p>					
見直し項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
109 し尿処理の下水道終末処理施設での一元化 取止め	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">初期投資額とランニングコストを試算した結果、現行方式の法が低廉であるため。</div>				
110 下水道事業の公営企業化	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">検討中。</div>				
111 幼稚園教員給与の見直し	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">検討中。</div>				
備考						

行財政改革に関するアクションシート（H18.3.追加分）

課 題 名	地方公営企業の経営健全化						
担当部・課名	都市整備部水道課、病院事務局						
基本的考え方	<p>【水道事業】 経営改革の推進 平成17年から5年を期間とする水道事業財政計画をもとに健全経営に努めているが、平成23年度には不良債務の発生が予想されることから、料金改定を実施するほか民間委託の一層の推進などを検討していく必要がある。</p> <p>【病院事業】 経営改革の推進 中核病院として、市民が安心できる医療サービスの提供を図るため不足する医師の確保に取り組み診療体制の充実を図るとともに経営の健全化を推進する。 第5次病院事業経営健全化計画に基づき、基準変更などにより収入の確保を図るとともに退職不補充による人件費削減などに取り組み、不良債務の確実な解消に努める必要がある。 第5次病院事業経営健全化計画終了後は、新たに自主経営健全化計画を策定し、健全経営に取り組む。</p>						
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
<p>【水道事業】</p> <p>112 民間委託の推進</p> <p>113 水道料金改定（No.39再掲 変更 変更）</p> <p>【病院事業】</p> <p>114 第5次病院事業経営健全化計画の着実な推進</p> <p>115 自主経営健全化計画の策定と推進 変更</p> <p>115-2 市立病院と美唄労災病院の統合 追加 取止め</p>	<p>(検討)</p> <p>(実施)</p>	<p>検討中。</p> <p>(検討)</p> <p>H20市立美唄病院改革プラン策定。</p> <p>(検討)</p>	<p>(実施)</p> <p>(検討)</p> <p>(実施)</p>	<p>(実施)</p> <p>(実施)</p>	<p>(検討)</p> <p>(実施)</p>	<p>(検討)</p> <p>必要な医師数の確保が困難となったため。</p>	
備 考							

行財政改革に関するアクションシート（H18.3.追加分）

課 題 名	第三セクターの経営改革					
担当部・課名	商工交流部参事（第3セクター担当）					
基本的考え方	<p>経営改革の推進 (株)美唄ハイテクセンター（BHC）と北海道中央コンピューターカレッジ（HCC）は単年度収支が赤字で累積赤字もそれぞれあり厳しい経営状況となっている。 BHCは建設資金の長期債務の償還が平成19年度で終了し、その後美唄市への貸付金償還を行い経営改善を進めることとしている。 HCCは学校経営の基本である学生数の確保とともに委託事業の収入増を図り、経営改善を進めることとしている。 (株)美唄未来開発センター（BMC）はここ数年経常利益が黒字で配当も行い順調な経営状況にあり、今後民営化についての検討をしていく。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
<p>BHC 116 長期債務（日本政策投資銀行）の償還</p> <p>117 美唄市貸付金の償還</p> <p>HCC 118 美唄市貸付金の償還</p> <p>BMC 119 民営化の検討</p>	<p>(実施)</p> 	<p>(実施)</p> 	<p>(実施)</p> 	<p>(検討)</p> 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">償還実施中。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">償還実施中。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">検討中。</div>	
備 考						

行財政改革に関するアクションシート（H18.3.追加分）

16

課 題 名	地方公社(土地開発公社)の経営健全化					
担当部・課名	総務部契約管財課					
基本的考え方	保有用地の長期化により金融機関からの借入金利が累積している状況から、事業計画を見直し、保有用地の売却を積極的に進めるとともに、金融機関からの借入金利負担の軽減を図る。					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
<p>120 市からの無利子借入等による 金融機関からの借入金の軽減について検討 実施済</p> <p>121 市からの先行取得依頼による保有用地の 計画的な買い戻しについて検討 変 更</p>		<p>(検討)</p> <p></p>	<p>H19年4月 市から無利子貸付実施。</p>	<p>(実施)</p>	<p>H20年7月に策定した美唄市土地開発公社経営健全化計画に基づき具体的に検討を進める。</p>	
備 考						